

東京農業大学校友会福岡県支部会則

第1条 本会は東京農業大学校友会福岡県支部と称し、事務局を支部長の住所に置く。
(北九州市門司区大積1038-2)

※ 事務局は支部長が交代した場合変更する。

第2条 本会は福岡県在住の校友をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校と社会の産業発展に努力することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 母校との連絡・懇親会・講演会・会員各位の各種研究の発表会
2. 会員相互の親睦を図るための催し
3. その他、本会の目的に必要な事業（※会員死去の際の弔電等）

第5条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 県幹事会・地区幹事会
4. 教職員部会
5. 女性部会

第6条 総会は本会の最高機関にして、原則として年1回、各地区輪番で開催する。

第7条 役員会、幹事会は必要に応じて開催する。

第8条 本会に下記の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 幹事長 1名（副支部長のうち1名、本部との連絡担当幹事）
3. 副支部長 4名（北九州、中部、南部、筑豊ごとに1名）
4. 幹事 若干名
5. 会計（会計については各地区に置く）
6. 監査 2名
7. 顧問 若干名（支部長、副支部長経験者）

第9条 役員は総会で承認する。

第10条 役員任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 本会は下記の経費により運営する。

1. 大学・校友会の交付金
2. 会費（年2,000円）
3. 寄付金等

第12条 本会の会計は総会において報告する。

第13条 本会の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月31日とする。

第14条 校友会福岡県支部名簿は、原則として4年に1回発行する。

付則 本規約は平成22年7月より施行する。

改正 平成28年7月

平成29年3月25日

平成31年3月23日